

令和4年4月

お客さま 各位

長岡信用金庫

「未利用口座管理手数料」新設および預金規定改定について

平素より、長岡信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当金庫では、長期間ご利用のない口座が不正利用されることによる被害を未然に防止するため、普通預金口座（総合口座、決済用普通預金を含む）および貯蓄預金口座を「未利用口座」としてお取り扱いさせていただくことといたしました。

「未利用口座」としてお取り扱いさせていただいた場合には、下記の一定条件のもと本口座をお取り扱いする費用として「未利用口座管理手数料」をご負担いただきます。また、口座の残高が本手数料に満たなくなった場合には、口座残高全額を本手数料としてご負担いただいた上で、口座を解約させていただきます。

なお、「未利用口座」のお取扱いは、長期間未利用の状態となった口座に対し適用されるものであり、日頃、お預入れ・お引き出し等、ご利用いただいている口座は対象となりません。

今後もより一層のサービスの維持・向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 未利用口座管理手数料および自動解約について

適用開始日	令和4年4月1日
対象口座の種類	普通預金口座（総合口座、決済用普通預金を含みます。）、貯蓄預金口座 ※令和4年3月31日以前に開設された口座を含みます。
対象となる口座	令和4年4月1日以降、最後の預入れまたは払戻しから2年以上、預入れまたは払戻し（当該口座の利息入金および本手数料の引落しは除きます。）がない口座を対象とします。 ※盗難・紛失等により利用が停止されている口座も対象とします。 ただし、以下の場合は除きます。 ・対象口座の残高が10,000円以上の場合 ・同一お取引店に定期性預金、国債、投資信託、保険、出資金等のお取引がある場合 ・同一お取引店に融資取引（当座貸越を含みます。）がある場合
未利用口座管理手数料	・対象のお客さまへ、お届けのご住所に案内文書を送付いたします。 なお、案内文書が到達しなかった場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。 ・案内文書送付後、一定期間（3ヶ月）経過後もご利用がない場合、年間1,320円（消費税込）を当該口座より引落しさせていただきます。一定期間内（3ヶ月）に、再度ご利用されるか、ご解約されますと未利用口座管理手数料はかかりません。 ・翌年以降も口座の未利用状態が続く場合は、未利用口座管理手数料の対象となります。 ※ご負担いただいた未利用口座管理手数料の返却には応じかねますので、予めご了承ください。
自動解約	・口座残高が未利用口座管理手数料に満たない場合は、残高全額を本手数料の一部として引落し後、本口座を解約させていただきます。 ・この場合、口座残高以上のご負担および解約後の手続きは必要ございません。 ※解約させていただいた口座の再利用には応じかねますので、予めご了承ください。

※未利用口座管理手数料の引落しは、令和6年7月1日以降となります。

2. 預金規定の改定について

未利用口座管理手数料の新設に伴い、令和4年4月1日より、普通預金規定、決済用普通預金規定、貯蓄預金規定、しんきん定期性総合口座取引規定を下記のとおり改定させていただきます。

なお、改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

(手数料の取扱い) 条項を新設・追加します。

(手数料の取扱い)

(1) (未利用口座管理手数料)

- ①未利用口座管理手数料は当金庫が別途定める未利用口座が対象となります。
- ②この預金は、別途定める一定の期間預金者による所定のご利用がない場合には、未利用口座となります。
- ③この預金が未利用口座となりかつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金口座から、払戻請求書等によらず当金庫所定の方法により、未利用口座管理手数料を引き落とします。
- ④この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は、預金者に通知することなく、残高を未利用口座管理手数料に充当の上、この口座を解約することができるものとします。
- ⑤一旦引落としとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。
- ⑥解約された口座の再利用はできません。

(2) その他手数料

- ①この預金の取引に関する手数料が、改定もしくは新設された場合にも、当該手数料は当金庫所定の方法により引落しいたします。
- ②前項にかかわらず当該手数料の引落しができなかつた場合、当金庫は当金庫所定の方法により口座を解約することができるものとします。

※改定後の規定は、当金庫ホームページをご確認ください。

以 上